

府関与ポストの見直しの経過等について

法人名	審議会	ポスト	意見
(公財)千里ライフサイエンス振興財団	H22.1	専務理事 兼事務局長 (常勤)	常勤役員の配置の必要性は低い。ただし、現事務局長の担当業務が一定のボリュームがあるため、担当職員の配置は必要。
	H25.12	専務理事 (常勤)	府のバイオ振興課と連携して、府のバイオ戦略を推進する中で、若手研究者の育成など法人が果たすべき役割を担うため、「産・学・官」の連携スキームとして、理事長 (非常勤) は研究者、実務を担う専務理事兼事務局長は府関係者、それ以外の役員 (非常勤) は産業界等から構成する法人経営体制を講じていることの妥当性が一定認められる。 一方で、技術ニーズとシーズのマッチングを集積させることで地域の優位性を高めて行くという府のバイオ戦略全体を考えた時に、これらの機能を法人においてさらに充実させることが可能な人材を、行政・民間を問わず幅広く求めるべき、との意見もあったことを付言する。
	H28.7	専務理事 (常勤)	府と連携して、府のバイオ戦略を推進する中で、若手研究者の育成など法人が果たすべき役割を担うため、「産・学・官」の連携スキームとして、理事長 (非常勤) は研究者、実務を担う専務理事兼事務局長は府関係者、それ以外の役員 (非常勤) は産業界等から構成する法人経営体制を講じていることの妥当性が一定認められる。
	R1.7	専務理事 (常勤)	府内ライフサイエンス産業振興のために、「産・学・官」連携を推進させ、法人の課題である実用化支援事業を強化するにあたっては、利害関係者との対外折衝や国等関係機関との調整を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要性が認められる。 また、理事長を含め他役員が全て非常勤であり、専務理事を唯一の常勤役員として配置していることに一定の妥当性はあるが、役員の配置形態や役割分担については、検討の余地があると思われる。

(公財) 西成労働 福祉センター	H22.1	理事長（非常勤）	府が担うべき、あいりん地域の日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす（府の労働施策を補完）ためには、府からの人的関与の必要性は高い。現理事長が週2日勤務の非常勤であることは、職責から考えてどうか。常勤の理事長配置が望ましく、常勤2名が必要。
		専務理事兼事務局長（常勤）	府が担うべき、あいりん地域の日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす（府の労働施策を補完）ためには、府からの人的関与の必要性は高い。常勤の理事長配置が望ましい。常勤2名が必要。
	H25.12	代表理事（非常勤）	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの新たな課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 当審議会の審議の中では、非常勤の代表理事、常勤の業務執行理事（兼事務局長）という配置形態・役割分担について、代表理事を常勤化するべきとの意見もあったが、現在、大阪市では、平成25年度から5年程度かけて実施する西成特区構想の実現に向け、有効な施策を検討、実施・推進しており、当該構想の内容により、法人のあり方・役割も大きく影響を受けることになることから、西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり非常勤の代表理事を配置することとし、その後については、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。
		業務執行理事（常勤）	
	H28.7	代表理事（非常勤）	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの新たな課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 現在、大阪市では、西成特区構想の実現に向け、有効な施策を検討、実施・推進しており、当該構想の内容により、法人のあり方・役割も大きく影響を受けることになることから、西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり府関係者2名を配置することとし、その後については、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。
		業務執行理事（常勤）	
	R1.7	代表理事（非常勤）	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、大阪市では、あいりん地域が抱える諸課題を解決するために西成特区構想の実現に取り組んでおり、当該法人も特区構想の実現に歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の現地建替えに向けた調整を推進しているところである。センター建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。
		業務執行理事（常勤）	